

素形材産業振興施設 清掃業務委託契約書（案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と ○○○（以下「乙」という。）とは、素形材産業振興施設清掃業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は第4条に定める対象施設（以下、「対象施設」という。）の適切な保全、機能の維持管理を図るため、対象施設の清掃を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託料）

第2条 この契約の委託料は、 円（内消費税額 円）とする。

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約期間）

第3条 契約期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（対象施設）

第4条 清掃の対象となる施設は、素形材産業振興施設並びにその敷地内とする。

2 第1項の対象施設のうち、素形材産業振興賃貸工場内は対象外とする。

（委託料の支払い）

第5条 乙は、毎月の業務完了後の翌月に、甲に請求書を提出するものとする。

2 甲は、適法な請求書を受理したときから30日以内に乙に支払うものとする

（契約保証金）

第6条 乙は、契約保証金として第3条に定める委託料の100分の10を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は、この限りではない。

（業務の内容）

第7条 乙が実施する清掃業務は、日常清掃、定期清掃とし、詳細については別紙「清掃業務仕様書」のとおりとする。

2 清掃業務仕様書に明記されていないものについては、甲乙協議のうえこれを定める。

(費用負担)

第8条 甲は、乙が契約の履行に必要とする用水及び電力等は無償で供給するものとする。
2 乙は、契約の履行に必要な資機材・消耗品を負担し、負担区分の明確でないものについては、甲乙協議して定める。

(再委託等の禁止)

第9条 乙は本契約の履行にあたり、業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(権利、義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。担保の目的物とすることも同様とする。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(損害賠償)

第11条 乙は、善良なる管理者の注意をもって、当該業務を履行しなければならない。
2 乙の従業員が、故意または重大な過失によって、管理物件または第三者に損害を与えたとき、乙はその責任を負わなければならない。

(従業員の規律維持)

第12条 乙は、従業員の上、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負い、従業員に対する雇用者及び使用者として法令上のすべての責任を負うものとする。

(免責事項)

第13条 直接であると間接であると問わず、以下に起因する損害については、乙は賠償の責を負わないものとする。
1 天災地変、その他不可抗力による場合。
2 火災、爆裂、爆発等による損害。但し、乙の不法行為によるものはこの限りではない。
3 建造物、施設、物品等自体の瑕疵若しくは甲の管理上の瑕疵に基づく場合。

(秘密の保持)

第14条 甲乙は、業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に被害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなど認められるとき。
- 2 本契約に関する下請負人等が前号のいずれかに該当することを知りながら契約し、又は下請負人等の契約を承認したとき。
 - 3 本契約に関する下請負人等が第1項のいずれかに該当すると判明したときに、乙が直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し、第4号のいずれかに該当する者との契約を解除させる措置を取らなかったとき。
 - 4 第1項から第3項の規定により、契約が解除された場合において、乙は、業務委託料の10分の1の金額を違約金として甲に支払うものとする。

(契約の解除)

第17条 甲は乙が次の各号に当たる事由があった場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なくして本契約の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 本契約について、乙及びその従業員に不正又は不当な行為があったとき。
 - (3) 甲において、乙が本契約を履行することができないと明らかに認めたとき。
 - (4) 前各号の他、本契約の条項に違反したとき。
- 2 本業務は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除する。
 - 3 第1項及び第2項、又は前条第1項の定めにより本契約が解除されたとき、乙は甲にその損害賠償を請求することができないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第18条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約事項、契約外事項についての疑義)

第19条 本契約の解釈に疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲乙は誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

上記契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙各記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙 所在地
契約者 氏名